

第78回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

事業報告

業務の適正を確保するための体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要・・・・・・・・ 3

連結計算書類

連結計算書類の連結注記表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

計算書類

計算書類の個別注記表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

(2020年4月1日から2021年3月31日)

兵機海運株式会社

上記の事項につきましては、法令及び当社定款15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.hyoki.co.jp/>) に掲載することにより、株主の皆様にご提供しております。

業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務並びに会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

なお、本体制に関連し、コーポレートガバナンス全般を企業の外的側面から歪めるものとして、反社会的勢力の存在を警戒認識し、同勢力に対する監視、非接触及び排除を図っております。

① 取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- 当社は「兵機コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定し、企業としての意思決定の透明性や公正性を高めるための基本指針としてこの継続的な向上を図る。
- 役員、社員が日常の業務を遂行するにあたって守るべき行動基準「コンプライアンス規程」を定め、社会的責任を果たし、関係法令を遵守した行動を実践する。また、その徹底を図るため、内部監査室をコンプライアンスの統括部署と定め、同部署を中心にコンプライアンス教育を行う。
- 不適切な財務報告や不正に関連する情報が適時に監査等委員(会)に入るシステムとして「内部通報規程」を設け、相互牽制の強化を図る。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 取締役の職務の執行に係る情報については「文書管理規程」により保存・管理する。
- 取締役は「文書管理規程」により、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- リスクを全社的視点で、合理的かつ最適な方法で管理してリターンを最大化するために「リスク管理規程」を制定し、リスク情報の集約や全社的な管理体制を構築するために「リスク管理委員会」を設置し、リスクについては、各部門で潜在的リスクも含めて定例的に洗替を実施する。
- さらに、高度な危機管理としての「経営危機管理規程」を制定し、当社グループの経営に重大な影響を与える不測の事態に、必要な初期対応を迅速に行い、損害・影響等を最小限にとどめる体制を整える。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 各種の専門的な経営課題については必要に応じて担当取締役が主導する会合等をもってこれを検討し、月例の取締役会での審議を効率的にすすめるボトムアップの役目を果たす一方、期間ごとに開催される支店長会議では、各店からの課題解決の方向性を定めた上で、期間単位で着実にこの進捗を評価、指導していくトップダウンの役目が融合し、取締役の職務の執行の効率化を図る。
- 「職務分掌規程」「職務権限規程」により、職責の明確化と内部牽制が機能する体制を整備する。
- 「兵機コーポレートガバナンス・ガイドライン」に従い、重要な判断事項では上程、事前審査、裁決と3段階の検討機関を経ることにより、より重点的効率的な職務執行を可能とする。

- ⑤ 当会社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正性を確保するための体制
- 当社は外航事業として、海外仕組み船子会社（パナマ）等を有している。
 - 海外仕組み船子会社の業務は当社の内部統制の管理下において当社役職員が直接執行しており、業務の適正性・グループ一体管理を実践している。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき者に関する事項（その者の独立性及び監査等委員会からの指示の実効性の確保に関する事項を含む）
- 監査等委員会は、内部監査室の職員に監査等業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査等委員会よりその業務に必要な命令を受けた職員はこれに関し、監査等委員会以外の取締役から何ら指示を受けない立場で遂行しなければならない。
 - 取締役もまた監査等業務の遂行に違背する行為をしない旨を「取締役会宣言」において定め、社内常時開示をもってこの実効性を確保する。
 - 監査等委員会は、適切な職務遂行のため監査等の環境の整備に努め、かつ取締役会は、監査等委員会の職務の遂行のための必要な体制の整備に留意する。
 - 「兵機コーポレートガバナンス・ガイドライン」に従い、監査等委員会に対し、能動的に情報を提示し説明することを可能とする。
- ⑦ 当社の役職員、若しくは子会社の役職員らから報告を受けた者が、監査等委員会に報告をするための体制（当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を含む）
- 監査等委員会は、取締役会はもとより、支店長会議への参加により重要事項の報告を受ける他、自らも意見を陳述し積極的に各種情報の収集に努める。
 - 監査等委員会は、リスク管理委員会と情報を共有することにより、各種リスクの発生、対応、進捗状況等について直接・間接的に重要事項にアクセスするように努める。
 - 「内部通報規程」及び「取締役会宣言」を制定し、グループ全体でこれを適用することで、不適切な財務報告や不正に関連する情報が適時に監査等委員会に入るシステムとし、当社グループの役職員が当該通報をしたことを理由に不利な取扱いを禁止している。
- ⑧ 監査等委員の本来的職務の執行について生ずる費用等又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査等委員会からその業務に係る経費の請求等があった場合は、担当部署において精査の上、その支払いが不相当である場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- ⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- グループ全体を会社の支店組織と同等レベルの精度をもって管理することで、グループ全体から監査等委員会への通報の体制のルートが明確となり、必要な報告が適時に監査等委員会に報告される体制を構築する。
 - これを「取締役会宣言」で社内担保することで、監査等委員会の監査等の業務の実効性をより高める。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務並びに会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての運用状況は以下のとおりであります。

① コンプライアンスに関する取組み

- コンプライアンス委員会の責任者である代表取締役社長は、コンプライアンス委員会の運営に際し、当事業年度も期初に関連子会社も含めた各部署等の責任者を任命し、全役職員へ周知しました。
- コンプライアンス委員会を随時開催し、内部統制監査報告等をはじめとする重点報告事項に関し、情報共有を行いました。
- コンプライアンス委員会主催で取締役と経営幹部へのガバナンス Web 研修を実施しました。また、2020年6月のパワーハラスメント防止法施行にともない社内啓蒙等にも取り組みました。
- 全取締役に対し継続実施している取締役（会）自己評価において「コンプライアンス面での気づきの点」を意見聴取し、当社のコンプライアンスに関する取組みに反映させています。
- 法令、定款違反行為、各種ハラスメント等、コンプライアンスに関する社内通報体制として「内部通報規程」を定め、その通報先窓口を監査等委員会として「取締役会宣言」で担保することにより、情報提供者の不利益保護に十分に配慮しております。なお、当事業年度における内部通報の実績はございませんでした。

② リスク管理体制の強化

- リスク管理委員会の責任者としての担当取締役は、リスク管理委員会の運営に際し、当事業年度も期初に関連子会社も含めた各部署等の責任者を任命し、全役職員へ周知しました。
- 「リスク管理規程」「リスク管理委員会運営要領」の運営指針により、リスク管理委員会を随時開催しました。
- 当事業年度は、コロナ禍における企業活動制限リスク及び多様な勤務形態への対応リスク、各部門における専門的技術・知識の習得手法と次世代への継承手法並びにリスクコントロールマトリックス（RCM）の改定について協議検討しました。
- 文書・電子データ等の情報セキュリティの適切な管理・保存の社内規程を整備しております。当事業年度は、メール情報を盗み取るなどするマルウェア（悪意あるプログラム）対策を強化し、被害防止に努めました。また、断続的に実施された事務所外テレワークにおいても、社内情報セキュリティと同等の措置をとるように繰り返し社内啓発を実施しております。

③ 業務執行の適正性や効率性の向上

- 事業年度開始前に予め出席者のスケジュール調整をしたうえで、各種重要会議の年間予定を決定し、全員に周知しました。
- 月例取締役会の審議時間は開始時間のみ定め、終了時間は特に定めず、十分な審議時間を確保しました。
- 取締役会に先立ち、業務執行を受け持つ取締役による事前会議を適宜に開催し、議案や対処すべき事項の

検討・意見交換等を行い、意思決定の迅速化・効率化を図りました。

□実務責任者が参加する支店長会議におきましては、前事業年度より導入した営業計画の達成状況を定点観測できる KPI（重要業績評価指標）手法の定着化に努めました。各事業部で期初に設定した重要取組み事項及び指標を可視化し、その進捗状況について出席した取締役より評価・改善をトップダウンで指導し、業務執行の効率性を向上させました。

④ 当社グループにおける業務の適正の確保

□外航事業としてのパナマ船子会社に関しましては、その業務遂行にあたり、取締役会で経営状況を常時把握し、グループ全体の企業価値の向上に努めております。なお、2021年3月末日にパナマ船子会社2社の内1社（K.S.MAYA LINES S.A.）を清算終了致しました。

□「コンプライアンス規程」「リスク管理規程」等、当社内部統制と整合性をもった管理下のもと、法令を遵守しつつ業務の適正性を確保しております。

⑤ 監査等委員会の職務執行が実効的に行われることの確保等

□監査等委員会は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員2名及び常勤の監査等委員を含む取締役の3名で構成しております。

□常勤の監査等委員には、稟議書等の重要案件は随時回付しております。また、社外取締役である監査等委員も稟議書等の重要案件の常時の閲覧及び重要会議に出席できる環境にあり、当社の業務執行状況に関する情報を収集し、監査、監督の実効性の向上を図っております。

□内部統制監査に際して、内部監査室と連携を図り、常勤の監査等委員が必要とする部署の監査に同行し、監査実務の実効性を高める施策を講じました。また、会計監査人とも随時連携を図りながら、監査上の主要な検討事項の選定並びに取締役の職務執行の状況を監査しました。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 (1社)
- ・連結子会社の名称 「K.S.LINES S.A.」

なお、前連結会計年度において連結子会社でありました「K.S.MAYA LINES S.A.」は、2021年3月31日で清算終了したため、当連結会計年度より除外しております。

②非連結子会社の状況

- ・非連結子会社の数 (1社)
- ・非連結子会社の名称 「HYOKI MARINE LOGISTICS MYANMAR CO.,LTD.」
- ・連結の範囲から除いた理由

「HYOKI MARINE LOGISTICS MYANMAR CO.,LTD.」は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

①持分法を適用した関連会社の状況

- ・持分法適用の関連会社数 (1社)
- ・持分法適用関連会社の名称 「株式会社吉美」

②持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・非連結子会社 (1社) 「HYOKI MARINE LOGISTICS MYANMAR CO.,LTD.」
- ・関連会社 (1社) 「七洋船舶管理株式会社」
- ・持分法を適用しない理由

各社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

- ・すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結会計年度と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. たな卸資産

- ・貯蔵品（内航船） 最終仕入原価法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
- ・貯蔵品（外航船） 移動平均法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

ロ. 有価証券（その他有価証券）

- ・時価のあるもの 連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法による算定)
- ・時価のないもの 移動平均法による原価法

ハ. デリバティブ 時価法

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

- ・建物・建物附属設備、構築物及び船舶の一部 定額法
- ・その他のもの 定率法

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

- ・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法
- ・その他の無形固定資産 定額法

ハ. リース資産

- ・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 船舶修繕引当金

船舶安全法の規定に基づく定期検査等の支出に備えて、5年間に必要とするドッグ費用を見積り計上しております。

八. 賞与引当金

従業員（船員）に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき、当連結会計年度負担額を計上しております。

④退職給付に係る会計処理の方針

退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤重要な収益及び費用の計上基準

輸送完了基準（揚切基準）により収支対応するよう計上しております。

⑥重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により、円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

⑦重要なヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

イ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ ヘッジ対象…借入金利息

ロ. ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する権限規程及び取引限度額等を定めた内部規程に基づき、ヘッジ対象に係る金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

八. ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計または金利変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計または金利変動を半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

⑧その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

（消費税等の会計処理）

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度において営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「控除対象外消費税等」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。なお、前連結会計年度における「控除対象外消費税等」は3百万円であります。

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度に係る連結計算書類から適用し、連結計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

債務保証損失引当金の計上の要否

イ. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当社は内航海運事業の傭船先に対して、傭船先の船舶購入資金調達のための金融機関からの借入につき債務保証を実施しており、業績が悪化している傭船先の債務保証損失引当金の計上の要否について検討を行いました。検討の結果、船舶使用期間で獲得される割引前将来キャッシュ・フローが借入額を超えると判断されたため、債務保証損失引当金は計上しておりません。

ロ. 会計上の見積りの内容に関する理解に資するその他の情報

債務保証損失額を見積るにあたり、「傭船使用期間に月額傭船料を乗じた金額」と「傭船使用期間終了時の船舶の残価」の合計額と借入残高を比し、借入残高が超過した場合に債務保証損失引当金を認識しています。これらは、いずれも経営者の判断を伴う重要な仮定により影響を受けるものであり、特に船舶の使用期間及び船舶の残価は実際の使用状況や経済環境によって変化するため不確実性を伴っており、将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

| 担保に供している資産 | |
|------------|----------|
| ・建物 | 2,657百万円 |
| ・船舶 | 595百万円 |
| ・土地 | 1,526百万円 |
| ・投資有価証券 | 604百万円 |
| 計 | 5,383百万円 |

| 担保に係る債務 | |
|---------|----------|
| ・短期借入金 | 1,295百万円 |
| ・長期借入金 | 2,947百万円 |
| 計 | 4,242百万円 |

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 4,189 百万円 (内 減損損失累計額 48 百万円)

(3) 保証債務

他社の金融機関からの借入金に対して、次のとおり保証を行っております。

| | |
|------------|---------|
| ・英幸海運有限会社 | 398 百万円 |
| ・新正海運有限会社 | 371 百万円 |
| ・福良汽船株式会社 | 238 百万円 |
| ・株式会社大前運送店 | 158 百万円 |
| ・栄隆汽船有限会社 | 105 百万円 |

計 1,272 百万円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 1,224,000 株

(2) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

| 決議 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額 | 一株当たりの配当金 | 基準日 | 効力発生日 |
|--------------------------|-------|-------|--------|-----------|----------------|----------------|
| 2020年6月25日 第77回定時株主総会 | 普通株式 | 利益剰余金 | 58 百万円 | 50 円 | 2020年 3月31日 | 2020年 6月26日 |

②基準日が当連結会計年度に属する配当の内、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

| 決議予定 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額 | 一株当たりの配当金 | 基準日 | 効力発生日 |
|--------------------------|-------|-------|--------|-----------|----------------|----------------|
| 2021年6月24日 第78回定時株主総会 | 普通株式 | 利益剰余金 | 58 百万円 | 50 円 | 2021年 3月31日 | 2021年 6月25日 |

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、海運事業・倉庫事業を行うための設備計画に照らして、銀行借入により資金調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しています。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っておりません。

②金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び未収運賃は、顧客の信用リスクに晒されております。また、一部の営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は主に取引先企業との業務に関連する株式であり、市場価額の変動リスクに晒されております。また、取引先企業等に対し長期貸付を行っております。

営業債務である支払手形及び営業未払金は、1年以内の支払期日であります。また、一部には外貨建のものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的にしたものであります。なお、設備資金に係る借入金の過半には財務制限条項を約定しております。また、このうち変動金利での借入分は金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジの方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前記1.「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」

(4)「会計方針に関する事項」⑦「重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

③金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスクの管理

当社は、与信管理規程に従い営業債権について取引先ごとに与信限度額を決め、管理部が取引先の状況の定期的なモニタリングを実施しております。その中で回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ. 市場リスクの管理

当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引については、デリバティブ取引の取扱要領により、その取引と管理を行っております。残高照合等は四半期決算ごとに実施しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

| 区 分 | 連結貸借対照表 計 上 額 | 時 価 | 差 額 |
|------------------------------|------------------|-------------|----------|
| ①現金及び預金 | 1,999 百万円 | 1,999 百万円 | — |
| ②受取手形及び売掛金 | 1,562 百万円 | 1,562 百万円 | — |
| ③投資有価証券 | 1,140 百万円 | 1,140 百万円 | — |
| ④長期貸付金 (1年内回収予定の長期貸付金を含む) | 35 百万円 | 36 百万円 | 1 百万円 |
| ⑤支払手形及び買掛金 | (1,114) 百万円 | (1,114) 百万円 | — |
| ⑥短期借入金 | (1,800) 百万円 | (1,800) 百万円 | — |
| ⑦長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む) | (4,611) 百万円 | (4,598) 百万円 | (12) 百万円 |
| ⑧リース債務 (1年内返済予定のリース債務を含む) | (80) 百万円 | (80) 百万円 | — |

備考：表中で負債に計上されている金額については（ ）で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

①現金及び預金、②受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

なお、有価証券はその他の有価証券として保有しており、これに関する連結貸借対照表計上額と取得価格との差額は以下のとおりです。

| 区 分 | 種 類 | 取 得 原 価 | 連結貸借対照表 計 上 額 | 差 額 |
|----------------------------|-----|---------|------------------|---------|
| 連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの | 株 式 | 373 百万円 | 1,120 百万円 | 747 百万円 |
| 連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの | 株 式 | 21 百万円 | 19 百万円 | △1 百万円 |
| 合 計 | | 394 百万円 | 1,140 百万円 | 745 百万円 |

④長期貸付金

長期貸付金の時価の算定は、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回りに貸付実行金利から算出したスプレッドを加算したものを割引率として現在価値に割戻しております。

⑤支払手形及び買掛金、⑥短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑦長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（(注) 2.「デリバティブ取引に関する事項」をご参照ください。）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算出する方法によっております。

⑧リース債務

リース債務の時価については、支払利子込み法により算定していることから、当該帳簿価格によっております。

(注) 2.デリバティブ取引に関する事項

| 区 分 | 連結貸借対照表計上額 (百万円) | 時 価 (百万円) | 差 額 (百万円) |
|-----------------|---------------------|--------------|--------------|
| ヘッジ会計が適用されているもの | 25 | 25 | — |

備考：デリバティブ取引によって生じた正味の債務を表示しております。

①ヘッジ会計が適用されていないもの

該当事項はありません。

②ヘッジ会計が適用されているもの

金利関連（時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等によっております。）ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額または契約において定められた元本相当額時価及び時価算出方法は、次のとおりであります。

また、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金を一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金時価に含めて記載しております。

（前記（注）1.「金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項」⑦「長期借入金」をご参照ください。）

| ヘッジ会計の方法 | デリバティブ取引の種類等 | 主なヘッジ対象 | 契約額等 (百万円) | | 時 価 (百万円) | 当該時価の算出方法 |
|-----------------|-----------------------|---------|------------|-----------|--------------|--------------------------------------|
| | | | | うち 1年超 | | |
| 原則的 処理方法 | 金利スワップ取引 受取変動・支払固定 | 長期借入金 | 1,760 | 1,634 | △25 | 取引先金融機関 から提示された 価格等によって いる。 |
| 金利スワップ の特例処理 | 金利スワップ取引 受取変動・支払固定 | 長期借入金 | 420 | 390 | △6 | |
| 合 計 | | | 2,180 | 2,024 | △31 | |

(注) 3. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| | |
|-------------|-----------------------|
| ・区分 : 非上場株式 | ・連結貸借対照表計上額 : 296 百万円 |
|-------------|-----------------------|

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため「5. (2) 表中区分③投資有価証券」には含めておりません。

7. 賃貸等不動産に関する注記

該当事項はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 2,638 円 37 銭

(2) 1株当たり当期純利益 277 円 56 銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. その他の注記

該当事項はありません。

連結計算書類の記載金額は、百万円未満を切り捨て表示しております。また、1株当たり情報は四捨五入しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①子会社及び関連会社株式 移動平均法による原価法

②その他有価証券

・時価のあるもの 事業年度末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

・時価のないもの 移動平均法による原価法

③デリバティブ 時価法

④たな卸資産の評価基準及び評価方法

・貯蔵品（内航船） 最終仕入原価法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

・貯蔵品（外航船） 移動平均法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

・建物及び船舶の一部 定額法

・その他のもの 定率法

②無形固定資産（リース資産を除く）

・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

・その他の無形固定資産 定額法

③リース資産

・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(4) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員（船員）に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき、当事業年度負担額を計上しております。

③退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額を計上しております。

④船舶修繕引当金

船舶安全法の規定に基づく定期検査等の支出に備えて、5年間に必要とするドッグ費用を見積り計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

輸送完了基準（揚切基準）により収支対応するよう計上しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

(7) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

（消費税等の会計処理）

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

（損益計算書）

前事業年度において営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「控除対象外消費税等」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。なお、前事業年度における「控除対象外消費税等」は3百万円であります。

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度に係る計算書類から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

債務保証損失引当金の計上の要否

イ. 当事業年度の計算書類に計上した金額

当社は内航海運事業の傭船先に対して、傭船先の船舶購入資金調達のための金融機関からの借入につき債務保証を実施しており、業績が悪化している傭船先の債務保証損失引当金の計上の要否について検討を行いました。検討の結果、船舶使用期間で獲得される割引前将来キャッシュ・フローが借入額を超えると判断されたため、債務保証損失引当金は計上しておりません。

ロ. 会計上の見積りの内容に関する理解に資するその他の情報

連結注記表と同一の内容であるため、記載を省略しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

| 担保に供している資産 | | 担保に係る債務 | |
|------------|----------|---------|----------|
| ・建物 | 2,657百万円 | ・短期借入金 | 1,295百万円 |
| ・船舶 | 595百万円 | ・長期借入金 | 2,947百万円 |
| ・土地 | 1,526百万円 | | |
| ・投資有価証券 | 604百万円 | | |
| 計 | 5,383百万円 | 計 | 4,242百万円 |

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 3,345百万円

(3) 保証債務

他社の金融機関からの借入金に対して、次のとおり保証を行っております。

| | |
|------------|--------|
| ・英幸海運有限会社 | 398百万円 |
| ・新正海運有限会社 | 371百万円 |
| ・福良汽船株式会社 | 238百万円 |
| ・株式会社大前運送店 | 158百万円 |
| ・栄隆汽船有限会社 | 105百万円 |

計 1,272百万円

(4) 関係会社に対する金銭債権債務

| 区分 | ①短期金銭債権 | ②長期金銭債権 | ③短期金銭債務 |
|----|---------|---------|---------|
| 金額 | 0百万円 | 177百万円 | 19百万円 |

(5) 取締役に対する長期金銭債務

未払役員退職慰労金は、2005年6月28日開催の第62回定時株主総会において承認可決された取締役の退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給に係る債務であります。

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

| 区 分 | ①売上高 | ②仕入高 | ③営業取引以外の取引高 |
|-----|-------|---------|-------------|
| 取引額 | 3 百万円 | 350 百万円 | 8 百万円 |

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 52,350 株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、退職給付引当金の否認等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金であります。

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

| 種 類 | 会社名 | 議決権等の 所有割合 | 関連当事者 との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (百万円) | 科 目 | 期末残高 (百万円) |
|-----|------------------------|---------------|------------------|--------|---------------|-----|---------------|
| 子会社 | K.S.LINES S.A. | 直接所有 100% | ・資金の援助 ・役員の兼任 | ・資金の回収 | 55 | 貸付金 | 177 |
| | | | | ・利息の受取 | 3 | — | — |
| 子会社 | K.S.MAYA LINES S.A. | 直接所有 100% | ・資金の援助 ・役員の兼任 | ・備船料支払 | 141 | — | — |
| | | | | ・資金の貸付 | 59 | — | — |
| | | | | ・資金の回収 | 244 | — | — |
| | | | | ・利息の受取 | 5 | — | — |
| | | | | ・貸倒損失 | 230 | — | — |

(注) 1. 子会社に対する資金の貸付利率については、調達金利を勘案して決定しております。

2. K.S.LINES S.A.に対する貸付については、89百万円の貸倒引当金を計上しております。

3. K.S.MAYA LINES S.A.は、2021年3月31日に清算終了しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 2,447円47銭

(2) 1株当たり当期純利益 94円29銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. その他の注記

該当事項はありません。

計算書類の記載金額は、百万円未満を切り捨て表示しております。また、1株当たり情報は四捨五入しております。